## 令和3年8月5日

## 第4回廿日市市議会議案説明書 (第2回臨時会)

廿日市市

第4回廿日市市議会議案説明書目次

(報告第20号)

専決処分事項の報告について

(損害賠償の額を定めることについて)

## (維持管理課)

1 専決処分した理由

令和3年5月21日 が、普通乗用自動車を運転して、廿日市市 阿品台東地内の市道阿品高通線を進行中、路面の穴に同車の右前輪が落 ち、同車が損傷した。

この事故による損害賠償について示談解決を図るため、その損害賠償 額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分 したものである。

- 2 専決処分の内容 損害賠償額 13,761円
- 3 専決処分年月日

令和3年7月5日

- 4 根拠法令
- (1) 地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、 その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長におい て、これを専決処分にすることができる。

前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長 は、これを議会に報告しなければならない。

- (2) 市長の専決処分事項
  - 第4号 1件50万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を 決定すること。
- 5 参照法令

国家賠償法

第2条 道路、河川その他の公の営造物の設置又は管理に瑕疵があつた ために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償す る責に任ずる。